

枕崎市ふるさと納税返礼事業 協力事業者募集要項

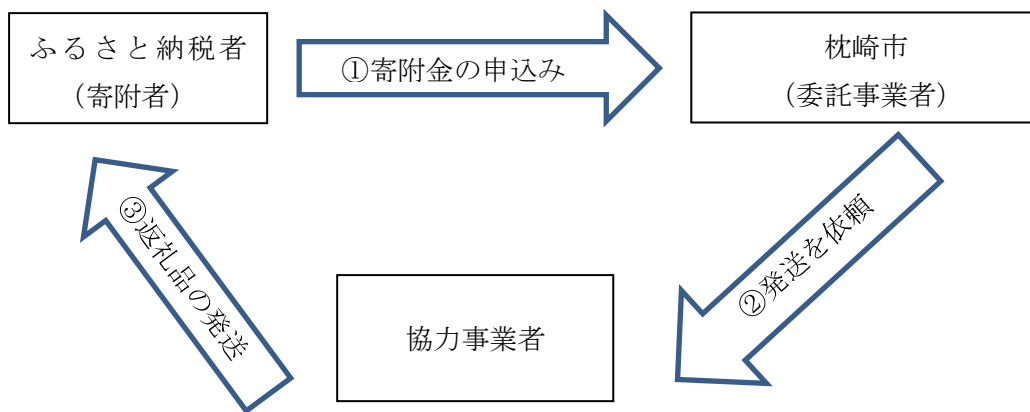
1 目的

ふるさと納税制度による枕崎市への寄附促進と地元返礼品のPR・販売促進及び地元産業の活性化などの相乗効果を図るため、市外在住の寄附者に対し、返礼品として贈呈する商品やサービス（以下「返礼品」という。）を提供いただける協力事業者を募集します。

2 事業概要

- (1) 本市の返礼品は、寄附者が寄附金額に応じて返礼品パンフレットやふるさと納税ポータルサイトから、希望する返礼品を自由に選択できる形となっています。提供いただく返礼品が、本市ふるさと納税返礼品として認められた場合は、返礼品パンフレットやふるさと納税ポータルサイトを通じて広く紹介します。
- (2) 本市ふるさと納税返礼事業の効果的・効率的な運営を図り、寄附者データの適正管理に万全を期すため、市は返礼品取扱業務を指定する委託事業者に委託しています。

【事業イメージ】



3 協力事業者の要件

次の要件を全て満たしていること。

- 本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場が市内にある企業・団体又は個人であること。
ただし、特に市長が認める場合は、この限りでない。
- 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の構成員でないこと。

- (3) 市税等の滞納がないこと。（「企画調整課において、市の所有する税務情報を閲覧することの同意書」を提出すること。）
- (4) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工、販売又はサービスの提供を行っていること。
- (5) 事業所内に次に掲げる環境が全て整っている（又は整備予定である）こと。
 - ア （ワード、エクセル等の）電子データの送受信が可能なインターネット環境
 - イ 本市と契約するシステム会社が提供する出荷依頼管理システムが導入可能なパソコン環境
 - ウ 上記ア、イを利用するにあたりセキュリティ対策が行われていること。

4 募集する返礼品

- (1) 次の条件を全て満たしている返礼品であること。
 - ア 原則、枕崎市で生産、製造、加工若しくはサービスの提供がされているもの又は枕崎市内で栽培、採取若しくは育成された原材料を使用しているものであること。
 - イ 枕崎市の魅力を伝えることができ、枕崎市のPRにつながる要素があること。
 - ウ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定及び数量限定で供給可能なものであって、提供期間内の数量的な安定供給が見込まれるものを含む。
 - エ 食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不当競争防止法など、関係法規を遵守しているものであること。
 - オ 平成29年4月1日付け総務市第28号総務大臣通知「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないものであること。
 - I 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）
 - II 資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、装飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）
- (2) 返礼品の上限額は、消費税及び地方消費税、梱包等の経費を含め下記のとおりとする。ただし、特に市長が必要と認めた場合については、寄附額に対し3割の額を上限とする返礼品を個別に設定することができる。

なお、返礼品発送にかかる送料については、各事業者の実費の明細を添付し、返礼品代と併せ市へ請求することとする。

| 寄附額の区分 | 返礼品上限額 |
|----------------------------|---------------|
| AA 10,000～15,000円未満 | 3,000円 |
| <u>MM 13,000～15,000円未満</u> | <u>3,900円</u> |
| BB 15,000～20,000円未満 | 4,500円 |

| | |
|------------------------------|----------------|
| CC 20,000～30,000円未満 | 6,000円 |
| DD 30,000～50,000円未満 | 9,000円 |
| EE 50,000～ <u>60,000円</u> 未満 | 15,000円 |
| NN <u>60,000～75,000円</u> 未満 | <u>18,000円</u> |
| FF 75,000～100,000円未満 | 22,500円 |
| GG 100,000～150,000円未満 | 30,000円 |
| HH 150,000～200,000円未満 | 45,000円 |
| II 200,000～300,000円未満 | 60,000円 |
| JJ 300,000～500,000円未満 | 90,000円 |
| KK 500,000以上 | 150,000円 |

5 協力事業者のメリット

- (1) ふるさと納税ポータルサイト等に返礼品の画像、返礼品名及びその商品説明、事業者名などを掲載します。
- (2) 枕崎市ホームページなどからも上記ポータルサイトにリンクを張ります。
- (3) パンフレットなど印刷物に返礼品の画像、返礼品名及びその商品説明、事業者名などを掲載する場合があります。
- (4) 返礼品の発送時に、自社製品等のパンフレットを同封していただくことで、自社製品の販売促進及びPRが可能です。

6 協力事業者の申込・決定

協力事業者については、随時募集を行います。返礼品の提供を希望する事業者は、下記の申込書及び必要書類を提出してください。申込み受付後、市が審査を行い、適当と認められる場合は協力事業者として決定し登録します。

- (1) 枕崎市ふるさと納税返礼事業 協力事業者参加申込書（様式第1号）
- (2) 返礼品の写真データ（電子データでご提供ください。）
- (3) 市の所有する税務情報を閲覧することの同意書
- (4) 事業者の概要がわかる資料（パンフレット可）

7 個人情報の保護

協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、枕崎市個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。

※ 寄附者の個人情報は、ふるさと納税の返礼品の送付以外の目的で使用することができません。ただし、返礼品発送時のパンフレット同封等により、改めて寄附者から協力事業者へ商品申込み等があったことにより入手された個人情報は対象外です。

8 その他留意事項

- (1) 協力事業者は、あらかじめ申込みをした商品を変更・辞退する場合は、速やかに市へ報告するものとします。
- (2) 返礼品の品質の保証、返礼品の提供に係る事故、トラブル等に対する処理については、協力事業者の責任において行うものとします。また、返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、その内容について速やかに市及び委託事業者へ報告してください。
- (3) 市は、協力事業者が本要項3に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、その登録を取り消すことがあります。
また、本要項4(1)エに記載する関係法規に違反する返礼品を提供した場合、当該返礼品及びそれを取り扱う協力事業者の全ての返礼品について、取扱いを停止することがあります。
- (4) 各寄附価格帯において、各協力事業者の返礼品出品数は30品を上限とします。
- (5) 定期便による返礼品については、1回あたりの寄附額単価が10,000円以上となるような配送回数の設定とすることとします。(例：寄附額60,000円 6回配送)
- (6) 本要項は令和2年2月1日より適用となります。

9 本事業に関するお問合せ先

〒898-8501
枕崎市千代田町27番地
枕崎市役所 企画調整課 企画調整係
TEL：0993-72-1111(内線226)
FAX：0993-72-9436
E-mail kikakutyosei@city.makurazaki.lg.jp

様式第 1 号

枕崎市長 前田 祝成 殿

枕崎市ふるさと納税返礼事業協力事業者申込書

申込者は、「枕崎市ふるさと返礼事業協力事業者募集要項」に同意のうえ、枕崎市ふるさと納税協力事業者として申し込みます。

| | | | |
|-----|------------|---|--------|
| 申込日 | 年 月 日 | | |
| 申込者 | 郵便番号 | - | |
| | 住所 | | |
| | フリガナ | | |
| | 会社名/商号等 | | |
| | フリガナ | | |
| | 代表者名 | | |
| | 電話番号 | | FAX 番号 |
| 担当者 | 担当部署名 | | |
| | フリガナ | | |
| | 担当者氏名 | | |
| | 連絡先電話番号 | | |
| | 連絡先 FAX 番号 | | |
| | メールアドレス | | |

| | | | | |
|------------|------------|--|------|--|
| 振込口座 情報 | 金融機関名 | | 支店名 | |
| | 預金種目 | | 口座番号 | |
| | 口座名義人 | | | |
| | 口座名義人（半角付） | | | |